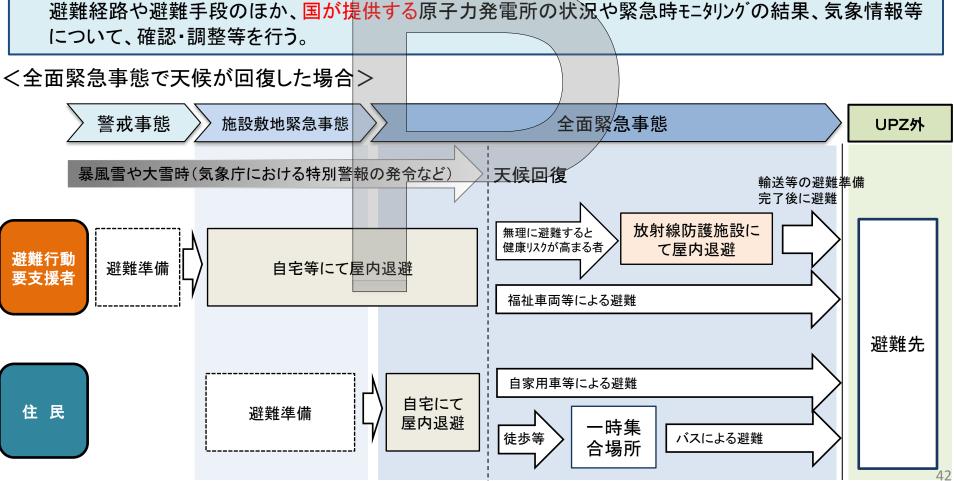
## 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置



- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全等の確保を 優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全等が確保 されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全等が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康 リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
- ▶ なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、 避難経路や避難手段のほか、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等 について、確認・調整等を行う。





## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

## <対応のポイント>

- 1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
- 2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
- 3. 安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

## 高浜町におけるPAZ内の住民の避難先

いながわちょう

猪名川町

生涯学習センター

•文化体育館



③船舶、ヘリ等による避難

Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ 高浜町の3地区(内浦地区、青郷地区、高浜地区)住民の避難については、福井県内及び県 外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基 本とする。
- ▶ 3地区における避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会や有線テレビ放 送・訓練等を通じて住民に周知。

